

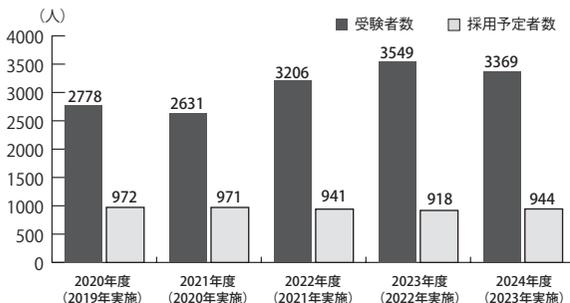


茨城県

面積	6,098 km ²
人口	2,812,666人
県の花	バラ
県の木	ウメ
県の鳥	ヒバリ

求める教員像	1 教育者として資質能力に優れた、人間性豊かな教師 2 使命感に燃え、やる気と情熱をもって教育に当たることができる活力に満ちた教師 3 広い教養を身に付け、子どもとともに積極的に教育活動のできる指導力のある教師 4 子どもが好きで、子どもとともに考え、子どもの気持ちを理解できる教師 5 心身ともに健康で、明るく積極的な教師
出願期間	公開日 2月19日(月) 電子申請 3月1日(金)9:00~3月29日(金)17:00
試験日程	1次試験 試験日 5月12日(日) 合格発表日 6月10日(月) 2次試験 試験日 7月6日(土)・7日(日) 合格発表日 8月9日(金)
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	【小】(算数教員、理科教員、中学併願を含む) 【中】国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術、家庭、保健体育、英語 【高】国語、世界史、日本史、地理、公民、数学、物理、化学、生物、地学、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉、情報、技術 【特】 【養】 【栄】
特記事項	■特例 ①現職教諭等在職者 本県を除く都道府県又は指定都市の公立の正規教諭等として勤務し、規定の勤務実績がある者は、1次及び2次の口述・実技を免除。②正規任用教諭等経験者 過去に本県又は他の都道府県の公立の正規教諭等として3年以上の勤務経験者は、1次の教職を免除。③国際貢献活動等経験者 青年海外協力隊員等として、継続して2年以上の派遣実績を有する者は、1次の教職を免除。④英語の資格所有者 [中]英語志願者で規定の資格所有者は、1次の専門と2次の口述を免除。[高]英語志願者で「区分A」の資格所有者は、1次及び2次の口述を免除。同「区分B」の資格所有者は、1次の専門を免除。⑤小学校担任経験者 [小]志願者で規定の要件を満たす者は、1次を免除。⑥令和6年度採用試験の2次結果通知時に、令和7年度採用試験1次免除対象者であると通知された者 1次及び2次の口述・実技を免除。⑦社会人経験者 正規職員として民間企業や官公庁で規定の勤務実績がある者は、1次の教職を免除。⑧教職大学院修了者 教職大学院を修了した者又は令和6年度末までに修了予定の者は、1次の教職を免除。⑨大学3年生を対象とした前倒し選考通過者 1次の教職を免除。 ■特別選考 ●障害者を対象とした選考 障害の種類・程度に応じ、実技の全部又は一部を免除。●講師等経験者特別選考 [栄]を除く校種において、本県内の非常勤を除いた臨時的任用の講師等として勤務し、規定の要件を満たす者は、1次の教職を免除。●社会人特別選考 [高]志願者で規定の要件を満たす者は、1次の専門と2次の実技を免除。●大学等推薦特別選考 [養・栄]を除く校種。1次及び2次の口述・実技を免除。●「いばらき輝く教師塾」修了生特別選考 選考は一般選考と同じ。

▼受験者数等推移

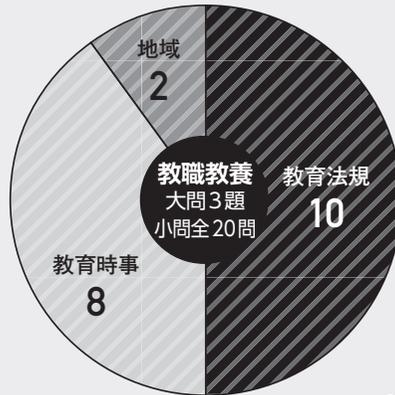


▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	19,537	4,735	289
不登校(人)	3,288	5,289	686

2025年度(2024年実施)筆記試験DATA

※茨城県教育委員会は、2025年度実施試験から教職教養試験(「教職専門」)を廃止することを発表した。



*「地域」には「教育時事」も含まれる。

- ▶ 教育時事では茨城のご当地問題に要注意
- ▶ 教育法規で必出の教育基本法, 地方公務員法, 学校保健安全法
- ▶ 教育法規で頻出の学校教育法, いじめ防止対策推進法

〈教職教養〉では例年通り, 全国的な教育時事, 茨城県の教育時事, 教育法規の大問3題が択一式で出題された。

教育時事のうち, 国レベルでは, 2023年4月に発足したこども家庭庁の行政機関における組織の位置づけに関する問題や, 同庁が2023年に発表した「こどもの居場所づくりに関する指針」の「第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務, 役割」に関する問題が出題された。地方レベルでは, 茨城県の教育施策に関する問題が必出であり, 今年度は「令和5年度 学校教育指導方針」(2023年)及び「令和6年度 学校教育指導方針」(2024年)から巻頭のことばの題名に関する問題のほか, 「教員の資質の向上～『資質の向上に関する指標』を踏まえた研修と実践の往還～」で示された内容の正誤問題もみられた。茨城県教育委員会のホームページで同県の教育施策を確認することが求められる。

教育法規では教育基本法, 地方公務員法(服務規定), 学校保健安全法が必出である。今年度, 教育基本法では第13条(学校, 家庭及び地域住民等の相互の連

携協力)から「責任」が, 地方公務員法では第35条(職務に専念する義務)から「注意力」, 第22条(条件付採用)から「良好な」が, 学校保健安全法では第30条(地域の関係機関等との連携)から「実情」が, それぞれ問われた。

また, 教育法規において, 学校教育法, いじめ防止対策推進法は頻出である。今年度は学校教育法第11条から「文部科学大臣」が, いじめ防止対策推進法第8条から「迅速に」が, それぞれ問われた。

これらに加えて, 憲法第26条や学校教育法施行規則第43条, 児童虐待防止法第2条のほか, 昨年度に続いてこども基本法第3条や教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第4条第2項も出題されている。茨城県では幅広い領域から出題されており, 上記の必出, 頻出の法律や今年度は出題されなかった教育公務員特例法, 児童関係の法律を中心に対策をしたい。